

令和8年8月19日
国立健康危機管理研究機構
イノベーション推進室

SIP 第3期課題「統合型ヘルスケアシステムの構築」(以下「SIP」という。)において、元評価委員等が所属する企業等が本事業で生み出された研究成果の社会実装に参画する場合に、透明性、公平性及び適正性を確保するために、以下の対応を行う。

なお、本ガイドラインにおいては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 評価委員等 SIP における研究開発テーマ等の評価を実施するピアレビュー委員、ユーザーレビュー委員、ステージゲート委員、知財・倫理委員又は社会実装アドバイザーの委嘱を現に受けている者
2. 元評価委員等 SIP における研究開発テーマ等の評価を実施するピアレビュー委員、ユーザーレビュー委員、ステージゲート委員、知財・倫理委員又は社会実装アドバイザーの委嘱を受けていたが、全て任期が終了又は任期途中で辞任し、現に委嘱を受けていない者
3. 委員等所属企業等 評価委員等又は元評価委員等が所属する企業等
4. パートナー企業等 次号に掲げる研究者が所属する大学等の研究機関又はその他の法人(以下「研究機関等」という。)と契約等を締結し、SIP の研究成果を活用した社会実装を行う企業等
5. 研究者 社会実装を目指す研究開発テーマの研究開発担当者等
6. 研究推進法人 国立健康危機管理研究機構
7. 秘密情報 評価委員等がその職務の遂行に関連して知り得た情報であって、次の各号のいずれかに該当するものを除いたものをいい、研究開発テーマの研究内容、技術情報、研究計画、未公開データ、未出願発明、知的財産に関する情報、社会実装に際しての企業等との協働に係る情報、評価・審査過程における資料及び情報、評価委員会開催時等における議論内容、その他これらに類する情報(いずれも、次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を含むが、これらに限られない。
 - (1) 公知の情報又は公表された情報
 - (2) 論文、学会発表、報道その他適法に公開された情報
 - (3) 一般的な技術動向、業界動向、その他特定の提案内容、評価内容又は未公開情報を含まない知識
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

対象	対応
評価委員等	1. 評価委員等は、委員として委嘱されている期間中は、自己が評価に関与した研究開発テーマの社会実装に関与してはならない。 2. 評価委員等は、SIP において委員等の委嘱を受けている事実(委員会名及び委嘱期間等を含む。)を、委員等所属企業等に申告しなければならない。 3. 評価委員等は、委員等の就任時に提出した承諾書その他これに準ずる書類の内容を遵守しなければならない。特に、委員等の職務上知り得た秘密情報を漏らし、又は盗用してはならず、委員としての立場を利用して自己又は委員等所属企業等の利益を図ってはならない。
元評価委員等	1. 元評価委員等は、SIP において委員の委嘱を受けていた事実(委員会名及び委嘱期間等を含む。)を、所属企業等に申告しなければならない。

	2. 元評価委員等は、委員等の就任時に提出した承諾書その他これに準ずる書類の内容を遵守しなければならない。特に、委員等の職務上知り得た秘密情報を漏らし、又は盗用してはならず、元委員としての立場を利用して自己又は所属企業等の利益を図ってはならない。 任期終了後に所属企業等がパートナー企業等となることを希望する場合、元評価委員等には、改めて本項「2」について、研究推進法人あての誓約書の提出を求める。
委員等所属企業等	1. 委員等所属企業等は、パートナー企業等となることを希望する場合には、自社に所属する評価委員等の任期の状況及び次号に定める参画制限への該当の有無を確認しなければならない。 2. 委員等所属企業等は、自社に評価委員等が所属している場合、当該評価委員等がその任期を終了又は辞任し、かつ研究推進法人による確認手続きが完了した後でなければ、当評価委員等が評価に関与した研究開発テーマに係るパートナー企業等となることはできない。 3. 委員等所属企業等は、自社に元評価委員等が所属し、かつパートナー企業等その他の立場として研究成果を活用する場合には、その旨を研究者、研究機関等及び研究推進法人に開示するとともに、当該元評価委員等を通じて秘密情報を取得してはならない。 本項「3」において、委員等所属企業等が研究機関等と契約等を締結する際には、「研究者及び研究機関等並びに委員等所属企業等は元評価委員等を通じて不当に情報を取得してはならない」旨を条文に含めるものとする。
研究者	1. 研究者は、パートナー企業等を選定するに当たっては、可能な限り複数の企業等と接触し、技術的能力、事業化能力、実施体制その他の観点から、公平かつ適正に検討しなければならない。また、研究者は、選定しようとするパートナー企業等に対して、その企業等が委員等所属企業等であるかを企業等に対して確認しなければならない。 2. 研究者は、評価委員等が所属している委員等所属企業等をパートナー企業等を選定することはできない。 3. 研究者は、本 SIP 事業実施期間中に元評価委員等が所属する委員等所属企業等をパートナー企業等を選定することを希望する場合には、研究推進法人に通知するとともに、SIP のホームページ等を通して公開するものとする。また、選定の理由を比較対象企業等、技術的優位性等を含めて明確に整理し、研究推進法人に任意の様式で選定理由書として提出する。さらに、研究推進法人又は関係省庁等から詳細について説明を求められた場合には、これに対応できるようにしなければならない。 4. 研究者は、本 SIP 事業終了後に委員等所属企業等をパートナー企業等を選定した場合にも、SIP のホームページ等を通して公開するものとする。また、選定の理由を比較対象企業等、技術的優位性等を含めて明確に整理し、関係省庁等から説明を求められた場合には、これに対応できるようにしなければならない。 5. 研究者及び研究機関等は、委員等所属企業等をパートナー企業等として契約を締結する場合、「研究者及び研究機関等並びに委員等所属企業等が、元評価委員等を通じて不当に秘密情報を取得してはならない」旨を条文に含めること。 6. 研究者は、知的財産及び機密情報の保護に留意しつつ、社会実装に係る成果又は進捗について、シンポジウム、成果報告会、ウェブサイトその他適切な方法により、可能な範囲で公表するよう努めるものとする。 7. 研究者は、研究成果発表を行う場合には、利益相反(COI)の開示及び申告を適切に行わな

	なければならない。
研究推進法人	1. 研究推進法人は、評価委員等、元評価委員等、研究者、研究機関等及び委員等所属企業等が本ガイドラインを適切に履行できるよう、必要な支援(以下記載)を行うものとする。 (1)幅広い企業等の参画を促すためのマッチングイベント等の開催 (2)(必要に応じて)研究成果の取扱いに関する企業等・研究機関間の取決め内容の確認 (3)シンポジウム、ウェブサイトその他適切な方法による成果発表の機会の設定 (4)その他、研究者及びパートナー企業等の希望に応じたヒアリング等 2. 研究推進法人は、研究者又は研究機関等から委員等所属企業等をパートナー企業等として選定したい旨の通知を受けた場合には、その妥当性について関係会議体等において確認する。なお、妥当性を確認するに当たっては、研究推進法人は、外部有識者の意見を聴くことができる。 本項「2」において、研究推進法人は、元評価委員等の誓約書、研究者(研究機関等)・パートナー企業等間で締結された契約書又は契約書案の写し、並びに研究者によるパートナー企業等の選定理由書等により妥当性を確認し、コアミーティングに諮り、内閣府に報告する。
研究推進法人は、評価委員等、委員等所属企業等及び研究者によるこれらの項目への違反が認められた場合には、SIP による研究開発やその成果を活用した社会実装への参画停止の勧告及び事実の公表等の必要な措置を講ずることができる。なお、本措置に関し必要な事項は、別途定める。	